

育児・介護休業法の改正ポイント

Q、今年、育児・介護制度の見直しが行われています。改正ポイントを教えてください。

A、育児や介護を行う人が離職することなく、仕事と家庭の両立を目的とした「育児・介護休業法」の改正内容を実施時期にそって説明致します。

令和4年4月施行

①取得しやすい雇用環境の整備を義務化

育児休業に関する研修の実施や相談窓口を設置するなど、取得しやすい環境に整える必要があります。

②周知・取得意向の確認の義務化

本人または配偶者の妊娠・出産を申し出た労働者に対して、個別に制度を説明し、休業の取得意向を面談や書面交付などで確認する必要があります。

③有期雇用労働者の取得要件緩和

引き続き雇用された期間が1年以上である、という要件が撤廃されました。

令和4年10月施行

④産後パパ育休(出産時育児休業)の創設

既存の育児休業とは別制度として、父親は子どもが誕生した8週間以内に4週間まで育児休業の取得が可能です。ただし、2週間前までに申し出る必要があります。

⑤育児休業の分割取得

1回でまとめて取得するだけでなく、子供が1歳になるまでの間、分割して2回に分けて取得出来ます。

⑥育児休業取得開始日の柔軟化

子供が1歳を過ぎて2歳までの間、夫婦がタイミングを見計らって交互に取得することが可能になりました。

⑦社会保険料免除要件の見直し

保険料の免徐は、開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月まででしたが、月途中の2週間以上の短期間で取得した場合にも適用されます。ただし、賞与保険料の免除は、1か月を越えて育児休業を取得した場合のみ対象です。